

令和5年度第3回食品表示セミナー 質疑応答

【質問】

食品の抜き取り検査の話があったが、生鮮野菜でも日本は輸入に頼っているところがあり、海外では使用できるが、日本では使ってはいけない農薬もあると考える。残留農薬の検査はやっていますか。

【回答】

神奈川県では、輸入品だけでなく、国産品も農作物の残留農薬の検査をしています。日本で使用してはいけない農薬が使われていないか、使用できる農薬でも残留基準が遵守されているか検査を行って確認しています。

【質問】

ゲノム編集食品の表示について、表示しなくてもいいとニュース等で聞いたことがあり、どの程度のことが表示されているのか教えてください。

【回答】

ゲノム編集食品の中で、外来遺伝子及びその一部が除去されていないものは組換え DNA 技術に該当する技術を用いたものとされ、その技術を利用して得られた食品は、食品表示法に基づく遺伝子組換え表示制度の対象となります。

一方で、食品衛生法上の組換え DNA 技術を利用していないゲノム編集技術応用食品については、「それらの変異は自然界で起こる、切断箇所の修復で起こる変化の範囲内」のもので、組換えDNA技術に該当しない従来の育種技術(例えば、放射線照射や薬剤により人為的に不特定のDNAを切断し、自然修復の過程で生じた変異を得る突然変異誘発技術)でも起こり得るものであり、また、その変異の安全性の程度も、従来の育種技術を用いた場合と同程度と考えられています。

組換えDNA技術を利用していないものは遺伝子組換え食品に該当しませんので、このようなゲノム編集技術応用食品は食品表示基準に基づく遺伝子組換え表示制度の対象外となり、現時点では表示義務はありません。

詳細の説明については、消費者庁のホームページに掲載されている「ゲノム編集技術応用食品に係る Q&A」をご確認ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_190919_0011.pdf



【質問】

今回の講習で表示のことを理解できたが、消費者としてはどれを食べればいいですか。

【回答】

食品表示は、消費者が商品を選択する際の指標として必要な情報となります。個人により食に対する好みや考えが異なるため、御自身の生活スタイル等を考慮して選択いただければよいと考えます。

【質問】

日本の食品添加物は、海外で禁止されているものでも使用されているものがあるとインターネットで見たが、この点について説明いただきたい。

【回答】

厚生労働省は、食品添加物の安全性について食品安全委員会の評価を受け、人の健康を損なうおそれのない場合に限って、成分の規格や使用の基準を定めたうえで使用を認めていますので、海外では禁止されている食品添加物でも、日本で使用できるものはあります。使用が認められた食品添加物は、国民一人当たりの摂取量を調査するなど、継続的な安全の確保に努めています。

日本での食品添加物の品質の規格や使用量の基準は、国際的な規格や基準にできるだけ沿うように定められていますが、一方で日本と諸外国ではこれまでの長い食生活や制度の違いなどにより、添加物の定義、対象食品の範囲、使用可能な量などが異なっていることから、単純に比較することはできません。

以上